

生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書

政府は、生活保護制度について、利用者の生活実態を見ないまま、生活保護基準の引き下げを10%を上限に平均6.5%、3年間で740億円を削減する方針を出しました。これによって、生活扶助が減らされる受給世帯は全体の96%に及びます。

また、生活保護基準の引き下げは、他の社会保障制度にも重大な影響を及ぼします。就学援助費や最低賃金、住民税の非課税限度額、保育料、医療・介護保険料などにおいても、基準の切り下げに連動して、子育て世代や高齢者世帯への影響など、制度が利用できなくなる人が多数生まれます。

生活保護制度は、生活保護法の目的にあるように、国民の健康で文化的な最低限度の生活（ナショナルミニマム）と国の社会保障的義務を定めた憲法第25条の精神に基づいてつくられたものです。中でも、生活扶助は、食費や被服費、水光熱費など日常生活にとって最も必要な費用であり、その基準の大幅な引き下げによって、新たな貧困をつくりだすことになり、国民生活、経済、財政の悪循環をもたらします。

しかも、1950年に生活保護法ができてから、生活扶助基準が引き下げられたのは、03年度に0.9%、04年度に0.2%だけであり、今回の6.5%もの大幅な引き下げは過去に例がありません。また、「デフレによる物価下落論」が今回の基準引き下げの理由になっていますが、「報告書」を取りまとめた厚生労働省の社会保障審議会では、この問題についての十分な議論がされていないなど、問題があります。

よって、町田市議会は、最低限度の国民生活を保障する生活保護基準の引き下げを中止することを要求します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。